

日本労働組合同盟 昭和四年度全国大会報告

自昭和三年四月
至昭和四年八月

同盟本部報告

(一) 一般報告並に青年部 国際部 労働法制委員会 特別統一委員会報告

四 月

△第一回中央委員会

日時 四月十六日 午前十一時

◎議 事

一、専門部長決定の件

中央委員会にて事業部を開設し、その承認は次期大会にて求むることとし、別項の如く各部々長を決定した。

二、中央執行委員決定の件

昨年は中央執行委員会が權威を持ちすぎ中央委員会が輕んぜられた傾向がある。今度は中央委員会に實質上の權威を與へ

て組織を活用せねばならない。この意味で中央執行委員は關東二名、關西一名、計三名に減じ、事務執行に關する主事の補佐たらしめる。望月、藤岡、菊川を中央執行委員とす。

一、大會決議並に附托事項の執行に關する件

1、黨と組合の關係確立

組合政治部は政治的意見を決定し、政黨の(本部、支部聯合會支部の)連絡部と日々連絡して、組合の政治的活動にあたるのです。右の點並に大會決定の主旨を各組合各支部指令を發し、

その回答を求めらる。

2、消費組合運動の促進

事業部に委託して具體方法を調査せしめ、同盟關係の消費組合に意見書を發すること

3、鑛山運動に關する件

機關誌編輯部に鑛夫組合關係の部員を加へ、可能なる範圍で中央労働學校を活用する。

4、未組織地に進出の件

組織部に一任する。

5、母性保護法要求の件

労働法制委員会にこの調査立案を附託する。

6、兵役による雇傭契約中絶反對はストライキその他の機會を

利出して實現に努めしめる法律關係のことは労働法制委員会に調査立案して、之を日本労働黨に提議し政治運動たらしめる。

7、現行工場法改正要求

大會決議に基づき、法制委員会に廻附すること。

8 工場委員会組織運動指導組織部に一任
9 全無産黨統一に關する件

大會決議の趣意を文書を以つて日本労働黨本部に提出し回答を求めらる。政治部長として日本労働黨中央委員会に提出せしめてその實現を期す。

10、労働組合戰線統一の件

大會決議に基づき左の如く、労働組合の協議會開催の方針を決定し、戰線統一委員会に之を執行せしめる。

協議會開催を全國の労働團體に即時提唱し、協議會の時所は各組合にその都合を照會すること。

11、労働青年前衛隊提唱の件

大會決定の如く、關東青年前衛隊にその提唱をなさしめ一切の指導は青年部が行ふ。

12、大會宣言句修正菊川氏に一任する

13、農民組合合同問題の聲明書

聲明書は各農民團體その他に發送し、本問題に對しては聲明書の態度をもつて當ること。